

マージン率等に係る情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：平成31年3月 ～)

※ ただいま、派遣中の労働者はありません

① 派遣労働者の数	0 人
② 派遣先事業所数（実数）	0 件
③ 労働者派遣に関する料金の平均額	円
④ 派遣労働者の賃金の額の平均額	円
⑤ マージン率	%
⑥ キャリア形成支援制度に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ 新入社員研修、階層別研修・ 派遣業務基礎研修、派遣業務専門研修・ 健康管理上の注意事項・ 整理整頓清掃清潔訓練・ 危険予知及び退避地説明・ コンプライアンス研修
⑦ その他	<p>マージン率には以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会保険料（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、厚生年金基金）・ 福利厚生費（団体保険、健康診断等）・ 教育研修費（⑥にかかる費用等）・ 会社運営費・ 営業利益